

## 第7節 緊急物資確保体制の整備

本町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。

### 第1 給水体制の整備

本町は、大阪府と相互に協力して、発災後3日間は、1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は、順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- 1 給水拠点の整備（貯留施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等）
- 2 給水車等の配備、給水用資機材の整備、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- 3 パック水等の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
- 4 応急給水マニュアルの整備
- 5 相互応援体制の整備  
迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府及び府内市町村と相互に協力して、大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

### 第2 食料・生活必需品の確保

本町は、大阪府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

- 1 重要物資の備蓄  
災害発生後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定に基づき算定された、備蓄目標量の段階的な確保に努める。
  - (1) アルファ化米等  
本町及び大阪府は、避難所生活者数の1食分をそれぞれ備蓄する。
  - (2) 高齢者用食  
本町及び大阪府は、避難所生活者数（要援護高齢者等）の1食分をそれぞれ備蓄する。

(3) 粉ミルク

本町及び大阪府は、避難所生活者数(乳児)の1日分以上をそれぞれ備蓄する。

(4) 哺乳ビン

本町は、避難所生活者数(乳児)分を備蓄する。大阪府は、予備分を備蓄する。

(5) 毛布

本町は、避難所生活者数のうち、子ども、高齢者等分を、大阪府はその他をそれぞれ備蓄する。

(6) おむつ

本町及び大阪府は、避難所生活者数(乳児)の1日分(5個/日)をそれぞれ備蓄する。

(7) 生理用品

本町及び大阪府は、避難所生活者数(女性)の1日分(5個/日)をそれぞれ備蓄する。

(8) 簡易トイレ

本町は、避難所生活者数100人に1基(ボックス型)を備蓄、大阪府は組立式を500人に1基備蓄、調達する仮設便所を含めて、100人に1基を確保する。

備蓄目標量

上記の考え方にに基づき、本町の備蓄目標量を下記のとおり定める。(平成17年4月1日現在)

物資名	目標量の考え方	目標量	現保有量
アルファ化米等	避難所生活者の1食分	1,244食	3,520食
高齢者用食	避難所生活者(要援護高齢者等)の1食分 人口比4%で算出	50食	100食
粉ミルク (150g/人・日)	避難所生活者数(乳児)1日分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	1,950g	17,280g
哺乳ビン	避難所生活者数(乳児)分 人口比1.5%・人口授乳率70%で算出	13本	20本
毛布	避難所生活者のうち災害時要援護者 (子ども、高齢者等) 人口比30%で算出	373枚	400枚
おむつ	避難所生活者数(乳児)の1日分 人口比3%・1日5個で算出	187個	732個
生理用品	避難所生活者数(女性)の1日分 人口比65%のうち女性51% 1日5個で算出	2,060個	2,100個
簡易トイレ	避難所生活者100日に1基	12個	12個

## 2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 精米、即席めんなどの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着類）
- (4) 炊事道具・食器類（なべ、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ類）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、便所、視覚障害者用杖、補聴器、点字器等）
- (9) 棺桶、遺体袋等

## 3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努める。

- (1) できる限り、避難所又はその周辺に備蓄倉庫の確保に努める。
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備
- (5) 町内業者との災害時における食料等物資の供給協力に関する協定に基づく確保